

～ 退職時の年齢が63歳以上の方向けリーフレット～

# 知っておきたい 『年金制度と手続き』



公立学校共済組合滋賀支部



かめるん

## I. 手続きについて

1. 退職時の提出書類はありますか。 ①

2. 退職後に再就職する場合はどうすればいいですか。 ②

## II. 年金制度について

1. 退職すると年金はどうなりますか。 ③

2. 雇用保険の失業給付を受給する場合はどうなりますか。 ④

3. 再就職すると年金は支給停止されますか。 ⑤

4. 障害や遺族の年金と併せて受給できますか。 ⑥

5. 長期加入者特例および障害者特例は受けられますか。 ⑦

6. 退職年金（年金払い退職給付）について教えてください。 ⑧

7. どんな時に加給年金額は加算されますか。 ⑨

8. 今後、制度改正はありますか。 ⑩

①、②は  
要チェックですね！



# I. 手続きについて

## 1. 退職時の提出書類はありますか。

令和2年度末に63歳以上で退職される方は、所属所からの退職予定者報告を受け、事前に必要書類を組合員の自宅へ送付します。3月末を提出期限としますので期限までに共済組合に提出してください。

1. 老齢厚生年金「改定」請求書
2. 退職年金決定請求書等 ※65歳以上で1年以上の組合員期間がある場合
3. その他（選択申出書、特例請求書等） ※該当者に別途案内

年齢等により必要な書類が異なるため、個別に案内しますので、記入のうえ、提出してください。

以下の場合、組合員資格が継続しますので年金の手続きは不要です。

- ・再任用や正規職員から引き続き臨時講師になる場合
- ・臨時講師の任用が引き続き場合

※ 他府県や他の共済組合に加入する場合は別途手続きが必要です。



# I. 手続きについて

## 2. 退職後に再就職する場合はどうすればいいですか。

### 公務員共済に加入する再就職

1. **年金受給権者再就職届書**
2. **年金証書（原本）** の提出が必要です。

公立学校共済組合滋賀支部に加入となる再就職の場合、所属所での資格取得の手続き後、様式を所属所へ送付しますので、提出してください。  
老齢厚生年金は「Ⅱ. 年金制度について」に記載する在職停止があります。また、組合員として在職中は公務員共済の障害年金の厚生年金部分は全額支給されますが、職域年金部分は全額停止となります。

### 日本年金機構や私学共済等に加入する再就職

厚生年金の加入により、老齢厚生年金は在職停止の対象となりますが、職域年金は全額支給されます。なお、公立学校共済組合に届け出は不要です。（共済組合が日本年金機構から情報を取得します。）



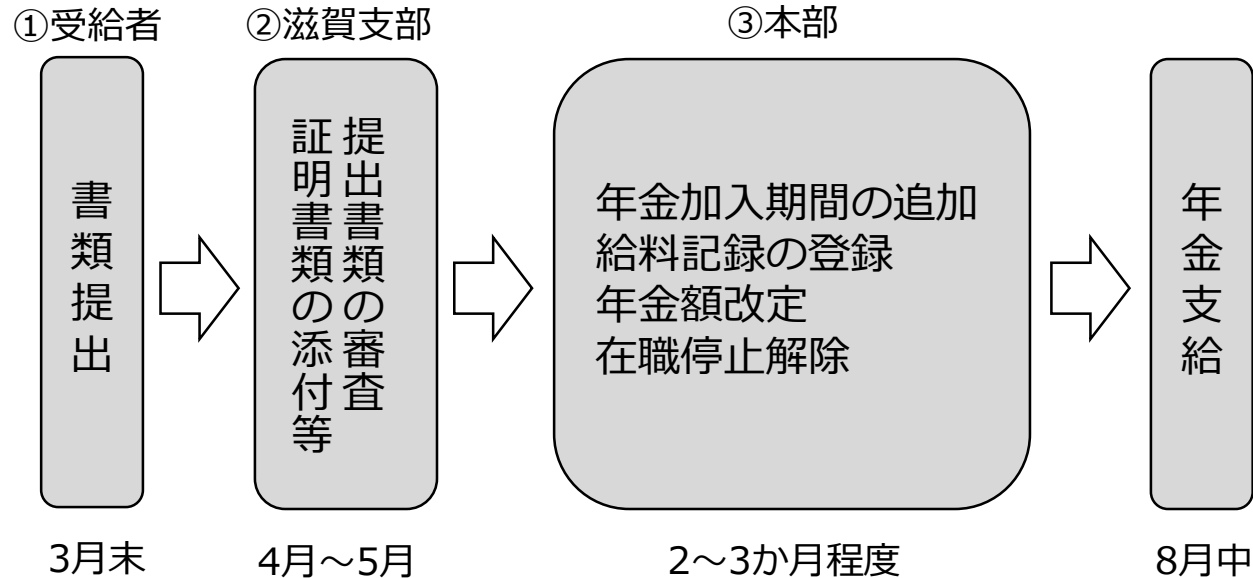
## Ⅱ. 年金制度について

### 1. 退職すると年金はどうなりますか。

「Ⅰ.手続きについて」に記載している書類を提出していただくことで、既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加える「**改定**」を行います。

通常、4月・5月分は6月の支払いですが、退職年度は「改定」に時間を要しますので、8月中にお支払いできるように処理を進めます。

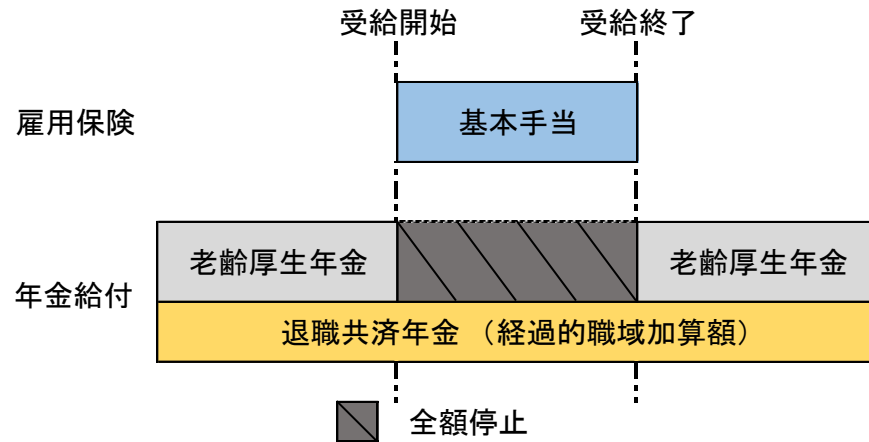
なお、6月に送付する年金支払い通知書には「在職停止」と印字されますことをご了承ください。



## Ⅱ. 年金制度について

### 2. 雇用保険の失業給付を受給する場合はどうなりますか。

公務員は雇用保険の被保険者ではありませんが、再任用等で勤務され、老齢厚生年金を受給している65歳未満の人が、雇用保険の失業給付を受給する場合、調整があります。



受給前にハローワークにて失業給付の額を確認の上、年金と比較し、受給してください。

失業給付の額にかかわらず、求職申込をした翌月から受給期間が経過するに至った月までの間、老齢厚生年金が全額停止（経過的職域加算額は支給）されます。

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.24参照



## Ⅱ. 年金制度について

### 3. 再就職すると年金は支給停止されますか。

厚生年金の被保険者である場合、賃金と年金の額によって老齢厚生年金は支給停止されます。また、組合員として在職している場合、職域年金（経過的職域加算額、年金払い退職給付）は全額支給停止されます。

支給停止基準額（令和2年度）

65歳未満	65歳以上
年金の月額 + 賃金の月額 > <b>28万円</b>	年金の月額 + 賃金の月額 > <b>47万円</b>

年金の月額とは・・・老齢厚生年金（職域等除く）の額 ÷ 12

賃金の月額とは・・・標準報酬月額 + 直近1年間の標準賞与額 ÷ 12

支給停止額は**28万円**（65歳未満）または**47万円**（65歳以上）を超えた分の1/2の額です。（※年金・賃金が一定額以上の場合、計算が異なります。）

65歳未満の例：(年金月額(12万円) + 賃金月額(38万円) - 28万) × 1/2 = 11万円  
11万円が支給停止となり、年金は月額1万円の支給となります。

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.20,21参照





## Ⅱ. 年金制度について

### 4. 障害や遺族の年金と併せて受給できますか。

公的年金は**原則として1人1年金**です。  
ただし、以下のように併給できる年金があります。

65歳未満

老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
	+	+
	障害基礎年金	遺族基礎年金

65歳以上

老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
+	+	+
老齢基礎年金	障害基礎年金	老齢基礎年金
または		または
障害基礎年金		障害基礎年金
		または
		遺族基礎年金

65歳までは同一給付事由で支払われる年金のみ、65歳からは給付事由が異なる基礎年金と組み合わせ出来ます。

※ 65歳以上で遺族と老齢がある場合、遺族年金が上回る場合に差額支給が原則となります。  
また、他に日本年金機構の年金等がある場合、異なるケースがあります。

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.23,24参照





## Ⅱ. 年金制度について

### 5. 長期加入者特例および障害者特例は受けられますか。

65歳未満で特別支給の老齢厚生年金を受給している方が**退職**（厚生年金被保険者でない）し、以下の要件を満たしている場合に特例として定額部分が加算されます。

また、「7.加給年金額は加算されますか。」に記載する対象者がいる場合は加給年金額も支給されます。

①被保険者期間が**44年以上**ある者（長期加入者特例）

※ 2以上の種別の被保険者期間は合算されません。

②**障害等級3級以上**の障害状態にある者（障害者特例）

※ 被保険者期間中に初診日のある傷病に限りません。

定額部分 = 1,630円 × 被保険者期間の月数（上限は480月）

例：組合員期間44年で退職した場合

定額部分 = 1,630円 × 480（上限） = 782,400円

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.8参照

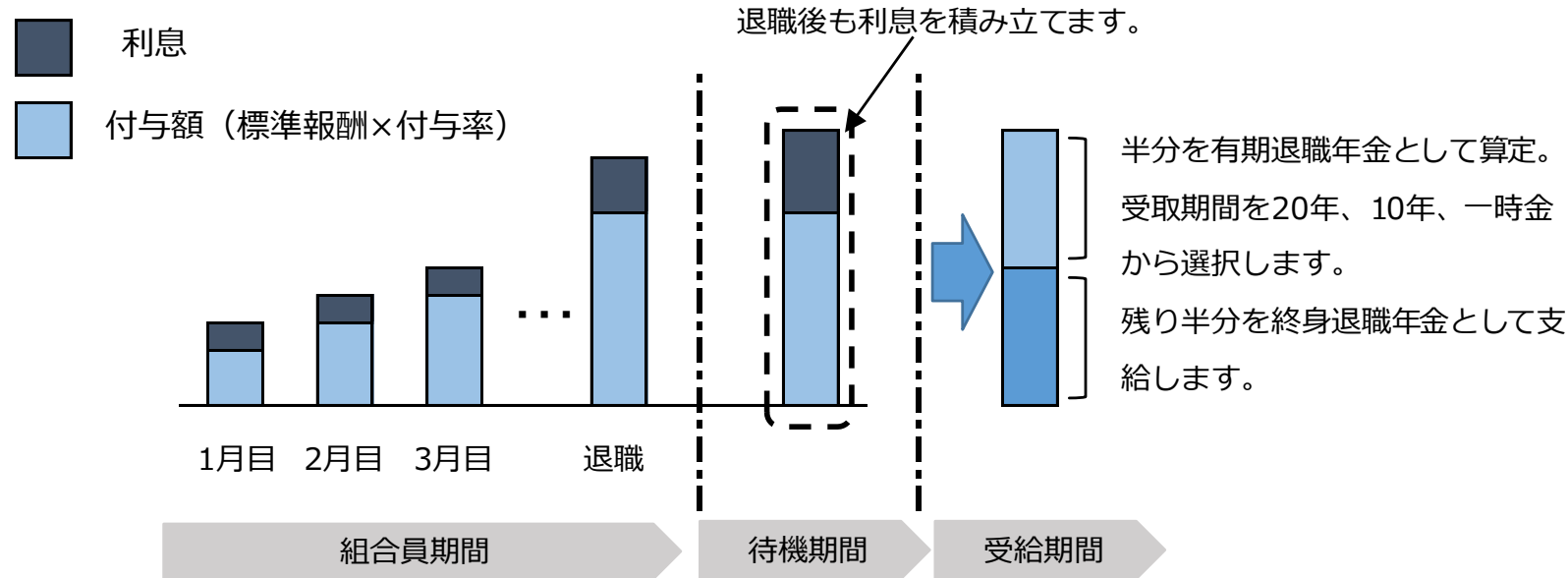


## Ⅱ. 年金制度について

### 6. 退職年金（年金払い退職給付）について教えてください。

被用者年金一元化（平成27年10月）の際に、職域年金部分は廃止され、新たな年金制度として年金払い退職給付制度が設けられました。

退職年金は1年以上の組合員期間を有する方に**65歳**から支給されます。ただし、65歳到達時点で在職中の場合は、退職後に支給開始となります。



「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.9～11参照



## Ⅱ. 年金制度について

### 7. どんな時に加給年金額は加算されますか。

被保険者期間が20年以上ある方が**65歳に達した時に、生計を維持している**（※1）以下の該当者がいるとき加給年金額が加算されます。

- ・ 65歳未満の配偶者（※2）
- ・ 18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある未婚の子  
または20歳未満で障害等級1級、2級の障害状態にある未婚の子

（※1） 受給権者と生計を共にし、収入が850万円または所得が655.5万円未満であること。  
収入が限度額以上でも定年等により5年以内に限度額未満となる場合を含みます。

（※2） 配偶者自身が20年以上加入期間のある老齢厚生年金または障害を事由とする年金を受給中は支給停止されます。

要件を満たしてる間、表の金額  
（令和2年度価額）が加算されます。

対象者	加給年金額
配偶者	390,900 円
子（2人まで1人につき）	224,900 円
子（3人目から1人につき）	75,000 円

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.8参照



## Ⅱ. 年金制度について

### 8. 今後、制度改革はありますか。

令和4年4月 改正

#### 1. 在職支給停止基準額の見直し

現行

65歳未満	65歳以上
年金の月額+賃金の月額 > <b>28万円</b>	年金の月額+賃金の月額 > <b>47万円</b>

改正後

65歳未満	65歳以上
年金の月額+賃金の月額 > <b>47万円</b>	年金の月額+賃金の月額 > <b>47万円</b>

改正後は65歳未満の基準額が65歳以上と同じ47万円に引き上げられます。  
なお、基準額は毎年度見直されます。

#### 2. 繰下げ上限年齢の引き上げ

現行 上限年齢 70歳 (65歳から最大5年)

改正後 上限年齢 **75歳** (65歳から最大10年)

繰下げ1か月当たりの増額率0.7%は変更ありませんが、75歳まで繰り下げた場合、最大で84%増額となります。(在職支給停止分は増額対象になりません。)

